

京都市告示第 499号

昭和61年3月31日付け京都市告示第279号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和4年1月4日

京都市長 門川大作

表中

「

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
下板橋通	伏見区桃山福島太夫南町106番地地先から 同区東堺町478番地の1地先まで	旧	メートル 1,096.60	メートル 2.70 ~ 8.60
		新	1,061.60	4.10 ~ 18.00

」

を

「

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
下板橋通	伏見区桃山福島太夫南町106番地地先から 同区東堺町478番地の1地先まで	旧	メートル 1,096.60	メートル 2.70 ~ 8.60
		新	1,088.10	4.10 ~ 18.00

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)